

## 第 11 条（放送に関する利用許諾）

1. 放送に関する利用許諾の使用料は、次項以下に定める年間の包括利用許諾契約における使用料額、または、1 曲 1 回の利用につき、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とします。

### (1) 全国放送について

利用時間	使用料額
5 分まで	60,000 円
5 分までを超えるごと	60,000 円

### (2) 放送される地域が限定されている放送について

放送される地域の受信世帯数を勘案し、(1)の使用料額を減額することができるものとします。

2. 日本放送協会が行う放送について、年間の包括的利用許諾契約を締結する場合の使用料は、当該年度の前年度における放送事業収入に 1.5%以内で利用者と協議の上定める率を乗じて得た額とします。
3. 地上波放送を行う一般放送事業者が行う放送について、年間の包括的利用許諾契約を締結する場合の使用料は、当該年度の前年度における放送事業収入に 1.5%以内で利用者と協議の上定める率を乗じて得た額とします。この場合、一般放送事業者をもって構成され、かつ、各構成員の 1 年間の使用料額を包括的に決定することについて構成員の委任を受けている団体がある場合には、当該団体が定めた各構成員の使用料額の総額が、本項第一文の規定を適用した場合の各構成員の使用料額の合算額と同じ額になる場合に限り、当該団体が定めた額を各構成員が支払うべき 1 年間の使用料額とすることができるものとします。ただし、新設局の開局年度の使用料の算出にあたっては、本項第一文の規定は適用しないものとし、当該放送事業者と協議の上、その放送事業収入相当額を算出するものとします。なお、コミュニティ放送局の使用料については、本項第一文の範囲内で、別途当該放送事業者と協議の上定めます。
4. 衛星放送を行う一般放送事業者（受託放送事業者を除きます。）が行う放送について、年間の包括的利用許諾契約を締結する場合の使用料は、当該衛星放送のチャンネルごとに、当該年度の前年度におけるそのチャンネルの放送事業収入に下表①②③の使用料率以内で利用者と協議の上定める率を乗じて得た額とします。ただし、当該放送事業者がチャンネルごとの放送事業収入を計上できない場合は、全チャンネルの放送事業収入に、各チャンネルの該当する区分の使用料率を按分して算出した率を乗じて得た額とします。また、当該年度の前年度における放送事業収入が 1 年に満たないときは、年間の放送事業収入に換算した額により年額使用料を算定します。いずれの場合においても、算出した額が下表④⑤⑥の使用料額を下回るときは、下表④⑤⑥の使用料額（当該放送事業者が複数の区分のチャンネルを有する場合は、各区分の使用料額を按分して算出した額）を年額使用料とします。また、新設局の開局年度の使用料は、下表④⑤⑥の使用料額を適用して算定するものとし、この場合において放送する期間

が1年に満たないときは、放送する月数に応じて下表④⑤⑥の使用料額を減額することができるものとします。

区分	チャンネルの内容	使用料率
①	主として音楽番組	2.25%
②	総合編成	1.5%
③	ニュース・スポーツ等	0.75%

区分	チャンネルの内容	使用料額
④	主として音楽番組	5,000,000 円に利用者と協議の上定める率を乗じて得た額
⑤	総合編成のチャンネル	3,000,000 円に利用者と協議の上定める率を乗じて得た額
⑥	ニュース・スポーツ等	1,500,000 円に利用者と協議の上定める率を乗じて得た額

- 放送大学学園が行う放送について、年間の包括的利用許諾契約を締結する場合の使用料は、著作物の利用目的、利用方法等を考慮して同学園と協議の上定めるものとします。
- 第3項の規定を適用する場合で、著作物を商業音楽として放送する場合（自己の放送のために、自己の手段によって制作した商業音楽に著作物を利用する場合を除きます。）、当該放送にかかる使用料は第3項の規定により算定された年額使用料に含まれないものとし、その1曲1回あたりの使用料は、広告関係事業者の処理するところにより、以下の使用料額を適用します。なお、一般放送事業者が属すべき類別については、当該放送事業者と協議の上定めるものとします。また、同一の商業音楽を継続反復して放送する場合は、その使用料を利用者と協議の上減額することができるものとします。

類別	ラジオ商業音楽	テレビ商業音楽
第1類	6,000 円	12,000 円
第2類	4,200 円	8,400 円
第3類	3,600 円	7,200 円
第4類	2,400 円	4,800 円
第5類	1,800 円	3,600 円
第6類	1,500 円	3,000 円

7. 第1項の規定を適用する場合で、歌詞を伴う楽曲（本項において「歌曲」といいます。）において、歌曲から歌詞を除いた部分（いわゆるインストゥルメンタル部分）に著作権がない場合またはその著作権が NexTone に管理委託されていない場合は、使用料は1曲の使用料の 6/12 とします。なお、歌曲において歌詞が NexTone に管理委託されていない場合も同様とします。
8. 専ら音楽により編成された放送や新技術の活用による放送など、放送の形態等により、本条の定めにより難い場合の取り扱いについては、第23条の規定を適用します。